

基準総則・

市街地部会

住宅展示場、展示住宅、モデルハウス

法第6条、法第6条の4、法第27条、法第35条、法第48条

展示住宅(モデルハウス)の取扱い

平成12年秋期部会

令和元年春期部会

住宅展示場に建築する展示住宅(モデルハウス)については次のとおり取り扱う。

- 1 集団規定（法第48条の用途規制）
展示場として取り扱う。
- 2 単体規定（法第27条、35条）
事務所として使用する部分を事務所とし、それ以外の部分については住宅として取り扱う。
火気使用及びトイレの使用についても建築基準法に適合していれば使用は可とする。
- 3 確認申請の取扱い
 - (1) 法第6条第1項第二号から第四号として取り扱う。
 - (2) 法第6条の4第1項第三号の規定の適用を受ける場合にあつては、令第10条第1項第四号として取り扱う。